

対馬地鶏交雑鶏（初生ひな）の譲渡要領

（目的）

第1条 この要領は長崎県農林技術開発センター畜産研究部門において増殖した対馬地鶏交雑鶏のひなの譲渡に関し、必要な事項を定めるものとする。

（譲渡物）

第2条 この要領において譲渡するひなは卵用または肉用を目的に交配した対馬地鶏交雑鶏のひなとする。譲渡は鑑別した初生ひなまたは無鑑別の初生ひなのみであり、最低譲渡羽数は100羽とする。

（譲渡対象者）

第3条 譲渡対象者は、県内に居住し、100羽以上の家きんを県内で飼養する者とし、次に掲げる条件を承諾するものとする。ただし、試験研究、教育等の公益に供する場合には、別途協議するものとする。

1. 家畜伝染病予防法第12条の4第1項に定める定期報告書を管轄の家畜保健衛生所に提出済みであることもしくは確実に提出する見込みがあること。
2. 畜産研究部門や家畜保健衛生所等の関係機関の指導に適切に対応すること。
3. 家畜の家畜伝染病予防法第12条の3第1項に定める飼養衛生管理基準を満たす適切な施設を有し、ワクチン等の基本的な衛生対策を講じること。
4. 対馬地鶏交雑鶏と他の鶏種が交配しないよう、適切に飼養すること。
5. 対馬地鶏交雑鶏を飼養途中で、他人に譲渡転売等しないこと。
6. 他の鶏種の鶏卵肉を対馬地鶏交雑鶏と称して販売しないこと、また混合して販売しないこと。
7. 対馬地鶏交雑鶏から種卵またはひなを生産しないこと、またそれらを他人に譲渡しないこと。

（譲渡申込）

第4条 譲渡を受けようとする者は、別記第1号様式に必要事項を記入し、農林技術開発センター所長（以下所長）に提出するものとする。

（譲渡審査）

第5条 前条の規定により申込を受けた所長は、その内容を審査して諾否を決定

し、申請者に通知するものとする。その際、譲渡羽数・時期は、ひなの生産状況等により判断し、譲渡申込者に通知する。

（譲渡方法）

第6条 ひなの譲渡場所は原則農林技術開発センター畜産研究部門とする。例外として、離島の場合は宅配業者による送付の斡旋は可能だが、畜産研究部門および宅配業者は死着に関する補償は行わない。

（譲渡価格）

第7条 譲渡価格については、別に定める額とする。但し、試験研究、教育等の公益に供する事が確実な場合には、最低譲渡羽数の制限なく、無償で譲渡できるものとする。

（代金の納入）

第8条 第5条の譲渡決定を受けたものは前条の規定による代金をひなの譲渡時に納付するものとする。

（雑則）

第9条 本要領に定めるもののほか、対馬地鶏交雑鶏の譲渡に関し必要な事項は、必要に応じ別に定める。

（附則）

この要領は、平成29年7月7日から施行する。